

一般財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札等参加資格者選定要領

財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札等参加資格者選定要領
(昭和52年11月18日制定)の全部改正(平成23年1月31日制定)

改正	平成25年	3月27日
	平成29年	5月31日
	平成30年	3月26日
	平成31年	4月1日
	令和元年	6月10日
	令和2年	3月31日
	令和元年	6月10日
	令和4年	3月31日
題名・・・改正	平成25年	3月27日

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領(昭和52年11月18日制定)第22条第3項及び第28条第1項の規定により、公社の工事等に関する各指名競争入札等ごとの被指名者等を選定する事務について、当該事務の厳正かつ公平な執行を図るために必要な事項を定めるものとする。

(委員会等の設置及び所掌事務)

第2条 理事長は、前条に定める指名競争入札等の被指名者等の決定及びそれに必要な連絡調整等を行うため別表に掲げる委員会等を置き、その所掌事務、組織及び構成員並びに庶務を担当する課係等は、同表のとおりとする。

(委員長、職務代理等)

第3条 委員会等の委員長は、その属する委員会等の会議の議長となり、当該委員会等の事務を掌理する。

2 委員長に事故があるときは、委員会等にその職務を代理する者(以下「職務代理者」という。)を置くことができる。

3 職務代理者は、委員長がこれを指名する。

(臨時委員)

第4条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の職員を臨時にその属する委員会等の委員として出席させることができる。

(招集)

第5条 委員会等は、当該委員会等の委員長が必要に応じてこれを招集する。

(会議)

第6条 委員会等の定足数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 指名競争入札等参加資格者選定委員会は、委員(委員長を含む。以下この条において同じ。)の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(2) 指名競争入札等参加資格者選定小委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 職員について次の各号に定める発令等がある場合において、別表中「組織及び構成員」欄に掲げる者（以下「構成員」という。）の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。
- (1) 構成員が、他の構成員の職を兼務（事務取扱を含む。以下「兼務」という。）している場合は、当該構成員の本務の職である構成員として指名委員会等の職務を行い、兼務している職については、欠員として取扱う。
 - (2) 構成員でない職員が、構成員の職を兼務している場合は、兼務している職である構成員として指名委員会等の職務を行う。
 - (3) 前号において、兼務している構成員の職が2つ以上ある場合は、そのうちの1つの職の構成員として指名委員会等の職務を行い、他の兼務している職については、欠員として取扱う。
- 3 委員に欠員が生じている間（前項の規定により欠員とみなされる場合を含む。）については、第1項第1号中「3分の2以上」とあるのを「2分の1以上」と読み替える。

（指定工事店）

第7条 指名競争入札等参加資格者選定委員会は、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者登録要綱（平成13年2月14日制定）に基づき登録された参加資格者（以下「参加資格者」という。）のうちから、市営住宅に係る緊急を要する工事等及び予定価格が100万円未満の工事等（以下「住宅工事等」という。）を施行させるにふさわしい者（以下「指定工事店」という。）を募集し、選定のうえ予め指定することができる。

（住宅工事等の被指名者の選定）

第8条 管理課長は、前条に定める予定価格が100万円未満の住宅工事等を施行する場合において、同条に定める指定工事店に指定された者のうちから被指名者等を選定することができる。

（被指名者の選定）

第9条 委員会等は、被指名者等を選定しようとするときは、参加資格者のうち、当該工事等の予定価格に応じてこれに対応する施行等能力を有するものうちから選定しなければならない。

- 2 委員長が特に必要と認める工事等にあつては、参加資格者のうちから業種・工種にかかわらず選定することができる。
- 3 前2項に規定にかかわらず、特に必要と認める工事等にあつては、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうちから選定することができる。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年 2月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年 6月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 委員に欠員が生じている間については、第6条第1号中「3分の2以上」とあるのを「2分の1以上」と読み替える。

附 則

- 1 この要領は、令和 元年 7月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。

別 表

委員会等	所掌事務	組織及び構成員	庶務を担当する課係等
指名競争入札等 参加資格者選定 委員会	一般財団法人札幌市住宅 管理公社契約事務取扱要領 (昭和52年11月18日 制定)第22条の規定によ り、一般財団法人札幌市住 宅管理公社工事等施行要領 に定める工事等に関する指 名競争入札ごとの被指名者 を指名する。	委員長 総務部長 委員 保全部長 総務課長 管理課長 保全課長 設備課長	総務課 庶務係
	一般財団法人札幌市住宅 管理公社契約事務取扱要領 (昭和52年11月18日 制定)第22条の規定によ り、上記以外のものに関す る指名競争入札ごとの被指 名者を指名する。	委員長 総務部長 委員 総務部長が指 名する部課長 及び係長	総務課 庶務係
指名競争入札等 参加資格者選定 小委員会	一般財団法人札幌市住宅 管理公社契約事務取扱要領 (昭和52年11月18日 制定)第28条の規定によ り、一般財団法人札幌市住 宅管理公社工事等施行要領 に定める工事等に関する随 意契約ごとの見積書を徴す る相手方を決定する。	委員長 保全部長 委員 総務部長 総務課長 保全課長 設備課長	総務課 庶務係